

尼崎市総合計画審議会資料
資 料 第 1 号
令和6年11月26日

尼崎市総合計画審議会運営関係資料

尼崎市

尼崎市総合計画審議会委員 名簿

※敬称略、五十音順

種別	No.	委員名		肩書
学識経験者	1	青田 良介	あおた りょうすけ	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授
	2	猪田 裕子	いのだ ゆうこ	神戸親和大学 教育学部 児童教育学科 教授
	3	笹嶋 宗彦	ささじま むねひこ	兵庫県立大学 社会情報科学部 教授
	4	関 智宏	せき ともひろ	同志社大学 商学部 教授
	5	武本 夕香子	たけもと ゆかこ	弁護士（ウェリタス法律事務所）
	6	花田 眞理子	はなだ まりこ	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
	7	久 隆浩	ひさ たかひろ	近畿大学 総合社会学部 教授
	8	堀田 博史	ほった ひろし	園田学園女子大学 人間教育学部 教授
	9	三宅 由佳	みやけ ゆか	税理士（三宅由佳税理士事務所）
	10	室崎 千重	むろさき ちえ	奈良女子大学 生活環境学部住環境学科 准教授
	11	八木 絵香	やぎ えこう	大阪大学 C Oデザインセンター 教授
	12	八木 麻理子	やぎ まりこ	甲南女子大学 人間科学部 総合子ども学科 教授
有識者	13	大江 篤	おおえ あつし	園田学園女子大学 学長
	14	小森 準平	こもり じゅんぺい	株式会社神戸新聞社 編集局次長兼報道部長
	15	重松 香会子	しげまつ かえこ	尼崎労働者福祉協議会
	16	藤嶋 純子	ふじしま じゅんこ	尼崎商工会議所 副会頭
	17	松原 一郎	まつはら いちろう	尼崎市社会福祉協議会 理事長
	18	山口 秀之	やまぐち ひでゆき	尼崎信用金庫 総合企画部長
市民	19	岩崎 邦雄	いわさき くにお	公募市民委員
	20	大永 尉恵	おおなが やすえ	公募市民委員
	21	坂本 夏音	さかもと かのん	公募市民委員
	22	関 由梨	せき ゆり	公募市民委員
	23	原田 伊織	はらだ いおり	公募市民委員
	24	藤本 由紀	ふじもと ゆき	公募市民委員

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、審議会を置く。

- (1) 市の総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 総合計画の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、第2項に規定する者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。
- 5 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 5 第3条第4項及び第5項の規定は臨時委員について、第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第3条第4項中「会長」とあるのは「会長及び部会長」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「第8条第3項」と、第5条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第1項中「委員（特別委員）」とあるのは「部会に属する委員（特別委員及び臨時委員）」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（臨時委員を含む。）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年1月20日規則2号で、昭和53年1月21日から施行)

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(平30条例33・一部改正)

付 則 (平成21年5月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年6月22日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和2年12月25日条例第46号)

この条例は、令和3年6月27日から施行する。

尼崎市総合計画審議会における傍聴取扱要領

1 目的

この要領は尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

2 傍聴の取扱

審議会の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の協議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の協議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な協議に支障となる場合

3 会議開催の周知

審議会の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した審議会開催の通知を尼崎市のホームページ上へ掲載する。

4 傍聴の定員

傍聴の定員は、10人を限度とし、審議会の開催場所の規模等を勘案して、会長が決める。

5 傍聴の手続き等

会議の傍聴は、次の手続きにより傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して、会議開会時刻の1時間前から行う。
- (2) (1)の場合において、傍聴希望者の受付順に整理番号を記載した整理券を発行する。会議開会30分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配布する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の若いものからくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配布する。
- (3) 会議開会30分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、会議開会15分前までに参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配布する。なお、会議開会30分前から15分前の間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。
- (4) 傍聴券交付申込書の配布を受けた者は、必要事項を記入し、係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない。
- (6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者へ譲渡及び貸与できない。

6 報道機関の傍聴希望者

尼崎市市政記者名簿に記載された報道機関の記者は、審議会の会議を傍聴することができる。この場合、原則として各社1人に限定し、受付は会議開会の15

分前までとする。なお、事務の簡素化、迅速化を図るため、報道関係者の傍聴手続きについては身分証明等で確認したうえ、報道関係者傍聴受付名簿に自署させ、傍聴席に誘導する。

7 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

8 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、審議会の傍聴をすることができない。

ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍聴させることが適当でないと会長が認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

9 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るものとする。

ア みだりに傍聴席を離れないこと。

イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。

エ 飲食をしないこと。

オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

カ 係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人は、メモをとることができる。

(3) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

10 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会の決議により公開しないこととされた事項が協議されるとき等退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は平成28年12月22日から実施する。